

令和6年度 第1回「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」

「事業用自動車総合安全プラン2025」達成に向けた 全日本トラック協会の取組状況

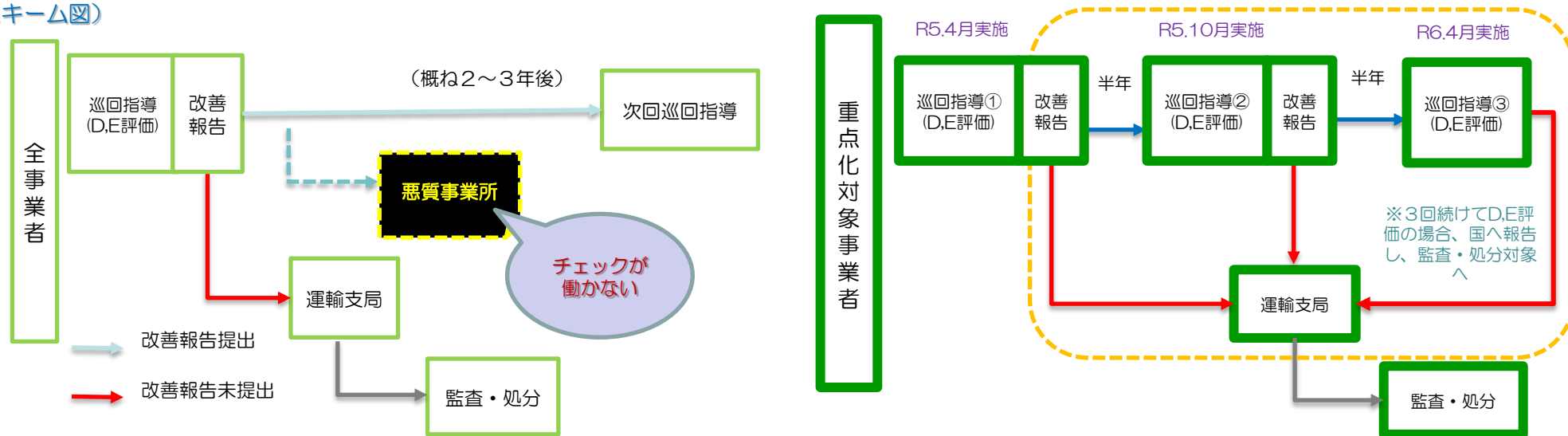
令和7年3月14日

悪質事業者に対する地方適正化実施機関の巡回指導の重点化

目的・内容

- 巡回指導での総合評価が低調（５段階評価のうち「D」または「E」）、かつ、その後の改善が望めない「悪質事業者」への対応を強化し、トラック運送業界のさらなる適正化を推進する。
 - 具体的には、地方適正化実施機関（都道府県トラック協会）において、D、E評価事業所を対象に半年に1回の巡回指導を実施し、国との連携（監査強化）を通じて、輸送の安全を確保する。
- （全ト協）
- ・全国の貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、巡回指導後の改善報告の提出に係るフォローアップ強化
- （運輸支局）
- ・地方適正化実施機関からの報告を受け、速やかに監査を実施

（スキーム図）



D・E評価事業者の削減スケジュール

- ◆ 国土交通省からの関係通達が令和5年3月に改正され、令和5年4月1日より運用を開始
- ◆ 巡回指導の重点化及び運輸支局等との連携強化により、令和5年度比の悪質事業所数を令和8年度までに7割削減を目標とする

《 ・ 令和5年度（5,500事業所：100％）、令和6年度（2,300事業所：41.8％）、令和7年度（2,000事業所：36.4％）、令和8年度（1,700事業所：30.9％） 》

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

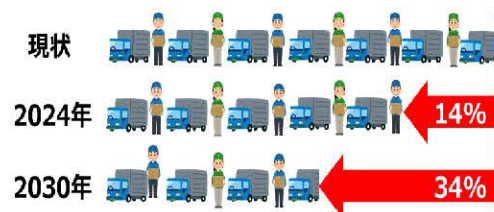
背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を**義務付け***2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

貨物自動車運送事業法の改正とトラック特別措置法の導入

坂本 克己

【趣旨・目的】

憲法 13 条で人格的生存権（人並みの生活）が保障されている。

トラックドライバーの幸せを通じて、消費者の豊かな暮らしと経済の成長を図るべき中で 2030 年問題が必至となり、その保障とトラック業界の質の向上、高度化のために、貨物自動車運送事業法の改正とトラック特別措置法を制定する。

【方 法】

1. 貨物自動車運送事業法の改正

- (1)許可更新制度の導入（有効期間 5 年間）
- (2)適正運賃の収受
- (3)下請構造の適正化
- (4)白トラ利用に係る荷主への是正・指導及び罰則

2. トラック特別措置法の制定

（許可更新制度の導入及びそれに伴うトラック業界の質の向上、高度化のための新法）

名称：適正競争推進特別措置法（仮称）

- (1)業務実施体制のあり方
業務を適切・公正・中立・効率的に実施する法人を適正競争推進機関（仮称）として規定する。
- (2)財 源
許可更新制度の導入及びそれに伴うトラック業界の構造改革のため、適正競争とこれを通じた物流の持続的発展を広く社会で支えるため、基金を含め具体的財源措置を規定する。
- (3)物流政策推進懇談会及びタスクフォースの設置
上記（1）・（2）の実現に向け、内閣総理大臣を座長に関係閣僚を構成員とし、業界と労働者の代表をオファザーとする懇談会を設置し、業務実施体制とその確保のための財源のあり方を可及的速やかに検討するタスクフォース（実務者会議）を設置する。

※実施期間

上記 1・2 を執行するまでに、可及的速やかな検討及び周知等のため、3 年間の猶予期間を設定する。

以 上

事業用トラックによる重大事故及び 飲酒運転事故防止への対応について 中間とりまとめ(提言)

令和6年8月1日(木)

(公社)全日本トラック協会 交通対策小委員会
委員長 森本 勝也

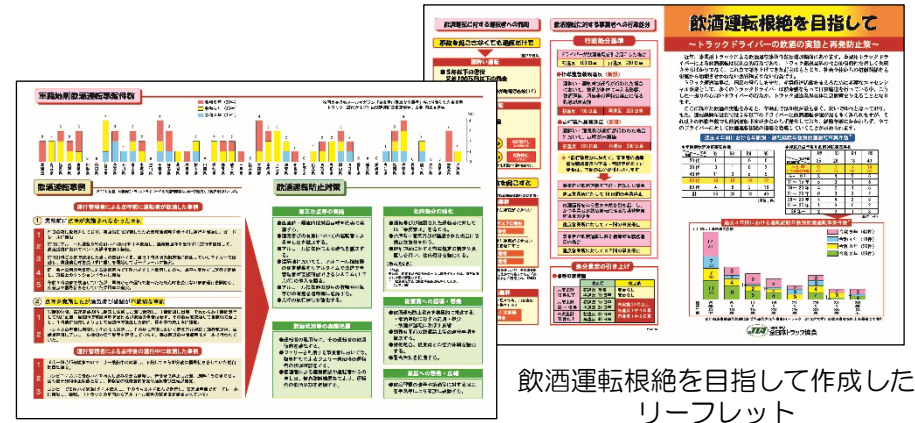
【交通対策小委員会から「交通対策委員会」に向けた提言】

トラック運送業界全体で取り組んでいる飲酒運転防止に資する活動により、事業用トラック(軽を除く)による「飲酒運転事故」は減少傾向にあったが、令和5年度は増加に転じた。このことから、交通対策小委員会において、飲酒運転根絶に向けた対応策を検討し、交通対策委員会への提言としてとりまとめた。

事業用トラックによる重大事故及び飲酒運転防止への対応について (提言)

○事業用トラックドライバーによる飲酒事案の迅速・正確なる情報収集体制強化と、再発防止対策の徹底について

- ・飲酒事案の把握手段は、現状、行政当局が毎週発信する情報のみであることから、**今般の当局への情報提供の要請書面に基づき、発信されない飲酒事案の情報収集体制を強化**すること。
- ・**飲酒事案の迅速かつ正確なる情報収集に努め、トラックドライバーによる飲酒の実態を把握したうえで、有効な再発防止対策の樹立に努めるとともに、各県トラック協会とも連携してトラック運送業界からの飲酒事案の根絶に向け、強力に取り組むこと。**



○重大事故等発生に伴う再発防止の周知徹底方策について

- ・**会員事業者への速やかな周知徹底を図るため、各県に整備されている「FAX一斉配信システム」を活用している実態が明らかになった**一方で、今後はメールや、SNSなども取り入れたいとする協会においては、実際にメールに切り替えているところも散見される。
- ・**甚大な被害が伴う重大事故の再発防止対応への有効な方策と併せ、会員事業者への情報発信のあり方についても各県トラック協会の意見も聞きながら、引き続き工夫・改善策の検討を進めること。**

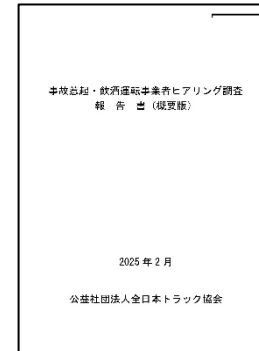


各トラック協会における会員事業者向け
周知文書の例

事業用トラックによる重大事故及び飲酒運転防止への対応について (提言)

○重大事故・飲酒事案発生事業者における再発防止に向けた社内体制見直し等改善の好事例集の活用について

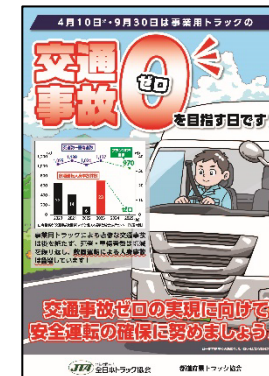
- ・重大事故や飲酒事案発生事業者に対するヒアリングにより収集した再発防止に向けた社内体制の見直し状況や、現在までに安全運行が持続できている好事例を冊子化するなどして啓発に努め、事業用トラックによる甚大な被害を及ぼす重大事故や飲酒事案の未然防止対策の一助となるよう活用を図ること。



「教訓から学ぶ」の小冊子 交通事故被害者団体と連携したセミナーを開催

○トラック運送業界の交通事故防止の機運の醸成に向けた取り組み強化について

- ・各県トラック協会においては、各種事故防止活動の取り組みが実施されているところ、全国的な統一日がないことから、国が全国運動として展開している「春・秋の全国交通安全運動」で実施項目の一つとして掲げる「交通事故死0(ゼロ)を目指す日」とタイアップする形で、全ト協の定める上記運動の実施要領に「交通事故ゼロを目指す日」(仮称)としてトラック運送業界の機運の醸成を目的に盛り込むこととする。
- ・なお、各県トラック協会の各種運動に支障とならないよう、上記の取り組みは全ト協の啓発活動と位置付け、今後、さらなる内容の充実に努めること。



「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」のチラシ

令和6年度 第1回「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」

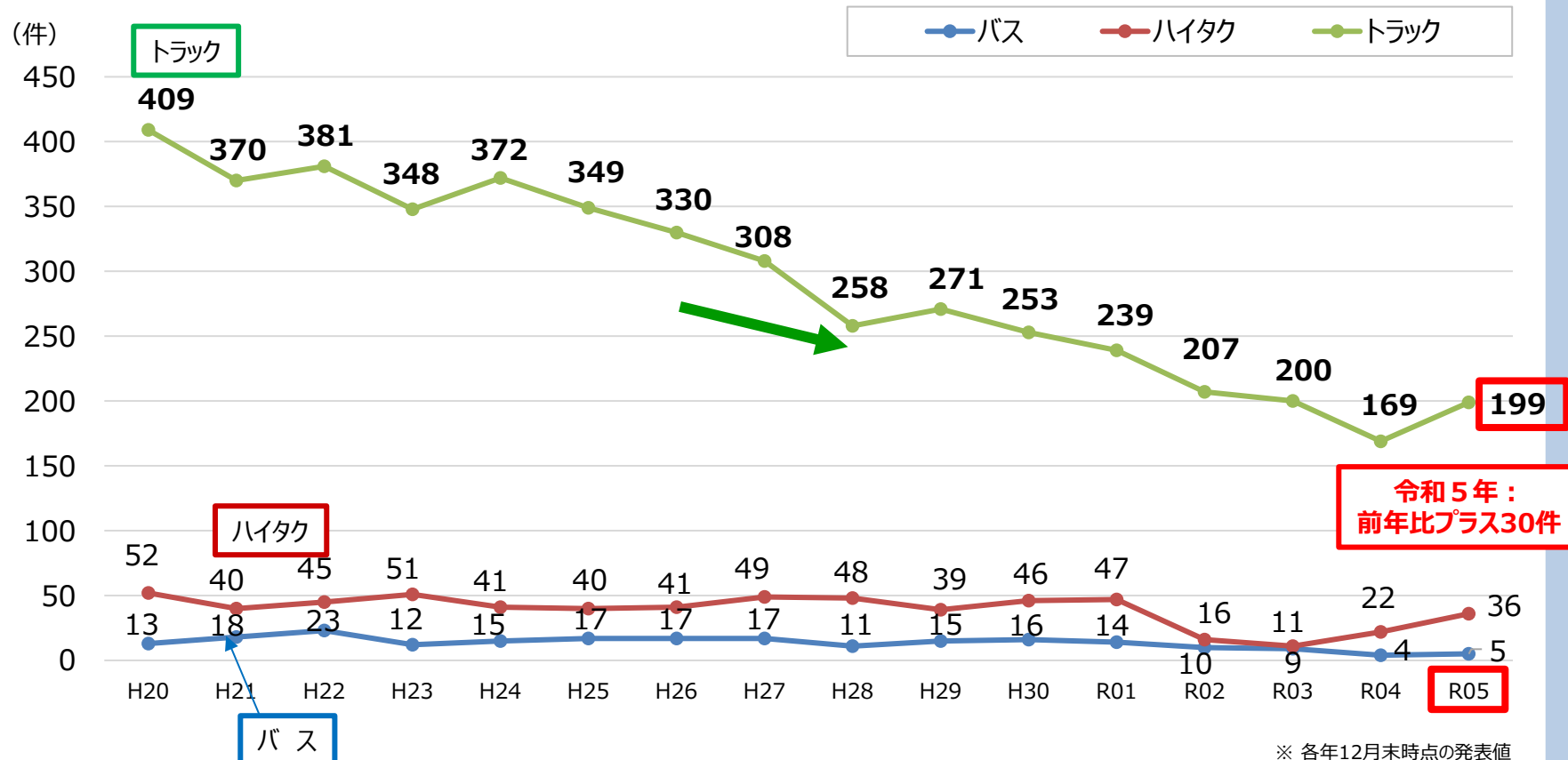
「事業用自動車総合安全プラン2025」達成に向けた
全日本トラック協会の取組状況

参考資料

令和7年3月14日

全ト協「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標と2022年の実績

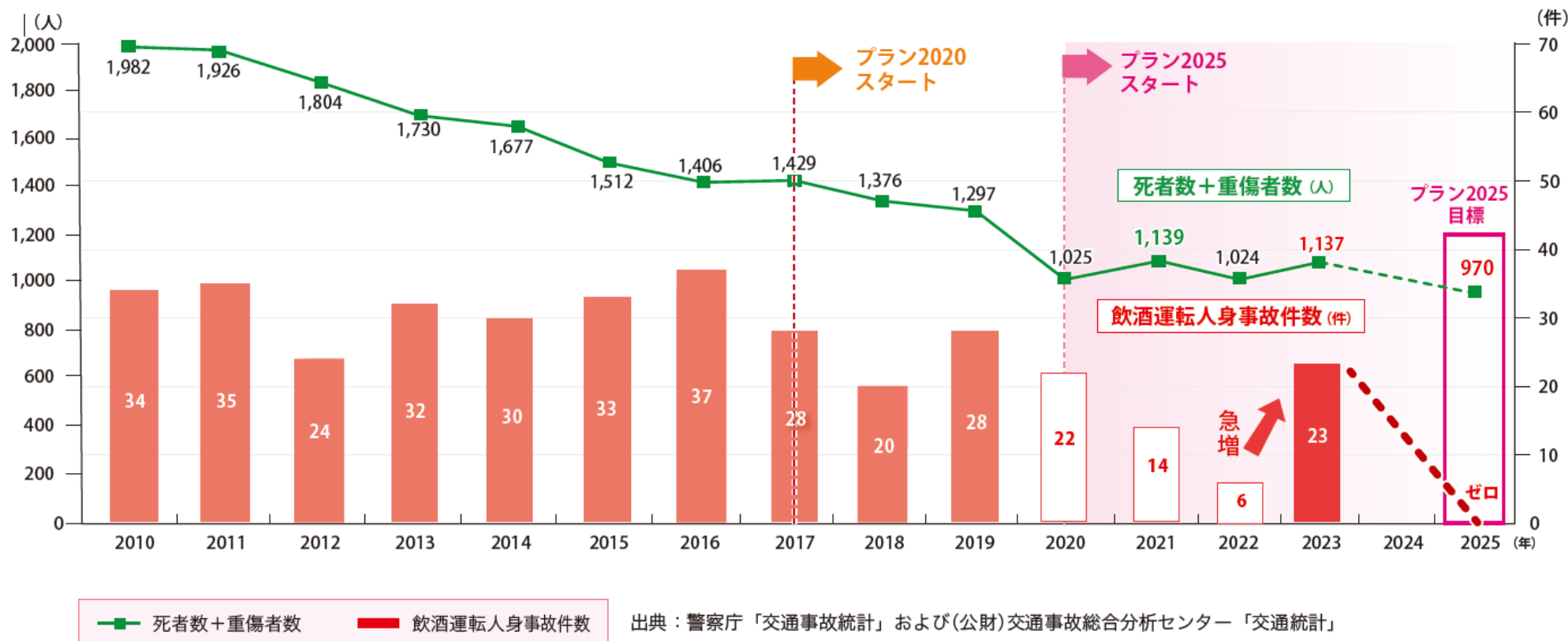
・事業用自動車が第1当事者となる「死亡事故件数」は、トラック（軽を除く）ではハイタク・バスと比較して右肩下がりの携行だったが、令和5年は、ハイタク、バスともに、令和4年から増加している。



全ト協「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標と2022年の実績

- 国土交通省「事業用自動車総合安全プラン2025」における目標設定の考え方を参考にし、今後5ヶ年を計画期間とする全日本トラック協会独自の目標を設定した「トラック事業における総合安全プラン2025」を策定、令和2（2020）年がスタート年
- トラック運送業界では、「飲酒運転の根絶」「追突事故の防止」「交差点事故の防止」を最重点推進項目として、安全運行の確保に積極的に取り組んでいる

令和7（2025）年の目標値：死者数と重傷者数の合計970人以下／飲酒運転人身事故件数ゼロ
 （いずれも軽貨物を含まない）



- 令和3年9月の交通対策委員会において「**飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化**」を決議し、所属ドライバーや従業員などが「**飲酒運転を行わない**」旨の署名活動を新たに盛り込んだ
- トラック運送業界全体で取り組んでいるこうした活動により、事業用トラック（軽を除く）による「**飲酒運転事故**」は減少傾向にあったが、**令和5年度は増加に転じた**。
- 全ト協では、事業用トラックドライバーの飲酒運転の実態とその再発防止策について、地方トラック協会とも連携を図りつつ、会員事業者等に広く周知するための啓発リーフレットの作成とともに、各季の交通安全運動などあらゆる機会をとらえ、引き続き**トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」を目指して取り組む**

飲酒運転防止対策マニュアル

飲酒運転根絶に向けて



このマニュアルは、飲酒運転に対するトラック事業者や運行管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施していくことによって、飲酒運転の根絶を図ることを目的として作成されたものです。

JTA 全日本トラック協会

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

飲酒運転の根絶に関しては、「トラック事業における総合安全プラン2025」において、「飲酒運転ゼロ」を目標に掲げ、令和3年9月の全ト協「交通対策委員会」での決議を踏まえ、各都道府県トラック協会とも連携しつつ、各種取り組みを積極的に展開しているところ。令和5年中の事業用トラック（軽貨物を除く）の飲酒による人身事故件数は23件（暫定）と急増しています（グラフ参照）。

また、国土交通省が毎週発信するメールマガジン「事業用自動車安全通信」の情報等によれば、令和5年中の飲酒運転を含む飲酒事故について35件が記録されています（中略を参照）。

このような飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るためには、トラック運送業界全体として決断内容を共有し、運送業界から「飲酒運転根絶」するため、関係者一丸となって取り組みを推進して参ります。

◆全日本トラック協会

「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標値と実績



- 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時ほもとより、対面だけでなく電話その他の方法で対面点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯りの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているかを再確認し、必要に応じた見直しを行う。
 - 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
 - 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他業の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- 具体的には、
- ・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣言書の署名活動
 - ・フェリー乗り場、SA・PA・TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の員主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日
公益社団法人全日本トラック協会
交通対策委員会

JTA 全日本トラック協会

○乗務員などに対する飲酒運転しないことの署名活動

- 警察、行政当局との連携による乗務員などに対する飲酒運転しないことの署名
- 行政当局等との連携・協力によるドライバーに対する自己チェックシートの活用

○街頭活動などによるドライバーなどへの啓発活動

- フェリー乗り場などでの乗船ドライバーへの飲酒運転撲滅に向けた啓発
- 警察、自治体、高速道路会社などとの連携による街頭啓発キャンペーンの実施
- 警察との連携によるコンビニ店舗での飲酒運転撲滅の啓発活動
- 飲酒運転根絶のラッピングトラックや、ステッカーの車体貼付（表示）での啓発

○マスメディアを活用した広報・啓発活動

- テレビ、ラジオなど公共放送を活用した広報・啓発
- 地元新聞など広報媒体を活用した飲酒運転根絶の広報・啓発 等

交通安全宣誓書の提出提出 (静岡県トラック協会) (令和6年12月)

静岡県トラック協会では、県内において飲酒運転による交通事故が立て続けに発生したことから、この事態を深刻に受け止め、全会員が一丸となって全ての従業員一人一人が安全輸送の重要性を理解し、交通事故防止を徹底するため、「安全運転宣誓書」への署名を提出させ、藤枝警察署及び浜松北警察署に、合計258社7,268名分の宣言書を提出



飲酒運転撲滅Webキャンペーンの実施 (熊本県トラック協会) (令和5年2月)

運送事業者やトラックドライバーだけでなく、繁華街や一般家庭での宅飲み層へ「飲酒運転の根絶」啓発を行うため、県下全域をターゲットにしたWeb広告を、熊本県警察本部の協力のもと、実施。

【WEB啓発フロー】



【広告バナーイメージ】



300×250

飲酒運転撲滅署名簿提出 (島根県トラック協会) (令和5年5月)

島根県トラック協会安来支部では、飲酒運転による痛ましい交通事故により、被害者やその家族が深い悲しみを負うだけでなく、事故の加害者にも重大な責任が伴うことから、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗るなら飲ませない」の「飲酒運転追放三不運動」を実践し、飲酒運転を根絶することを決意。

22事業所、従業員586名が誓約した飲酒運転撲滅署名簿を安来警察署に提出。



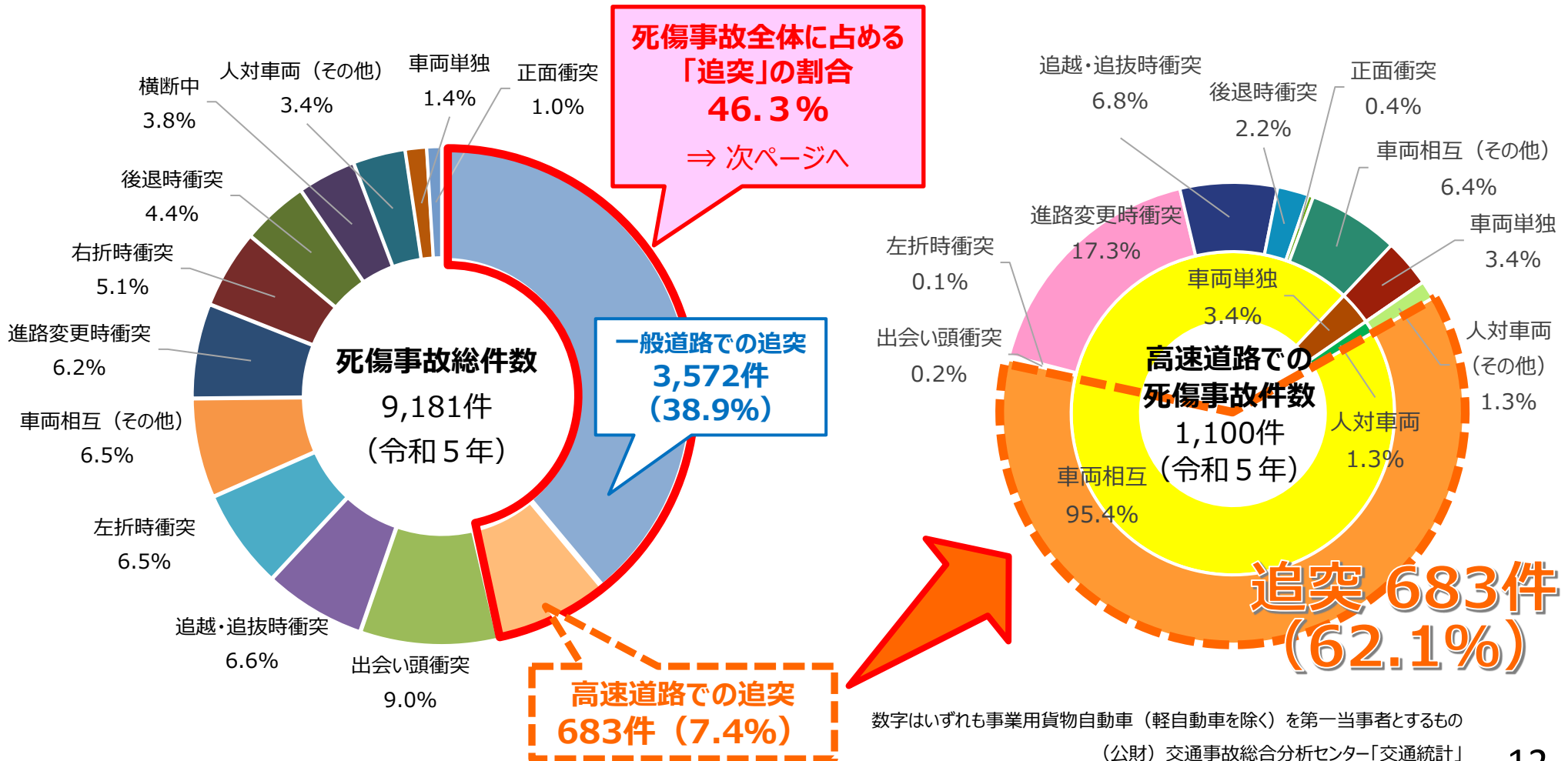
飲酒運転防止ラッピングトラックの出発式 (高知県トラック協会) (令和5年1月)

昨年7月に会員事業者による飲酒運転事故が発生したことを受け、会員事業所全従業員からの『「飲酒運転根絶」に向けた宣誓書』をとりまとめ県警へ提出。

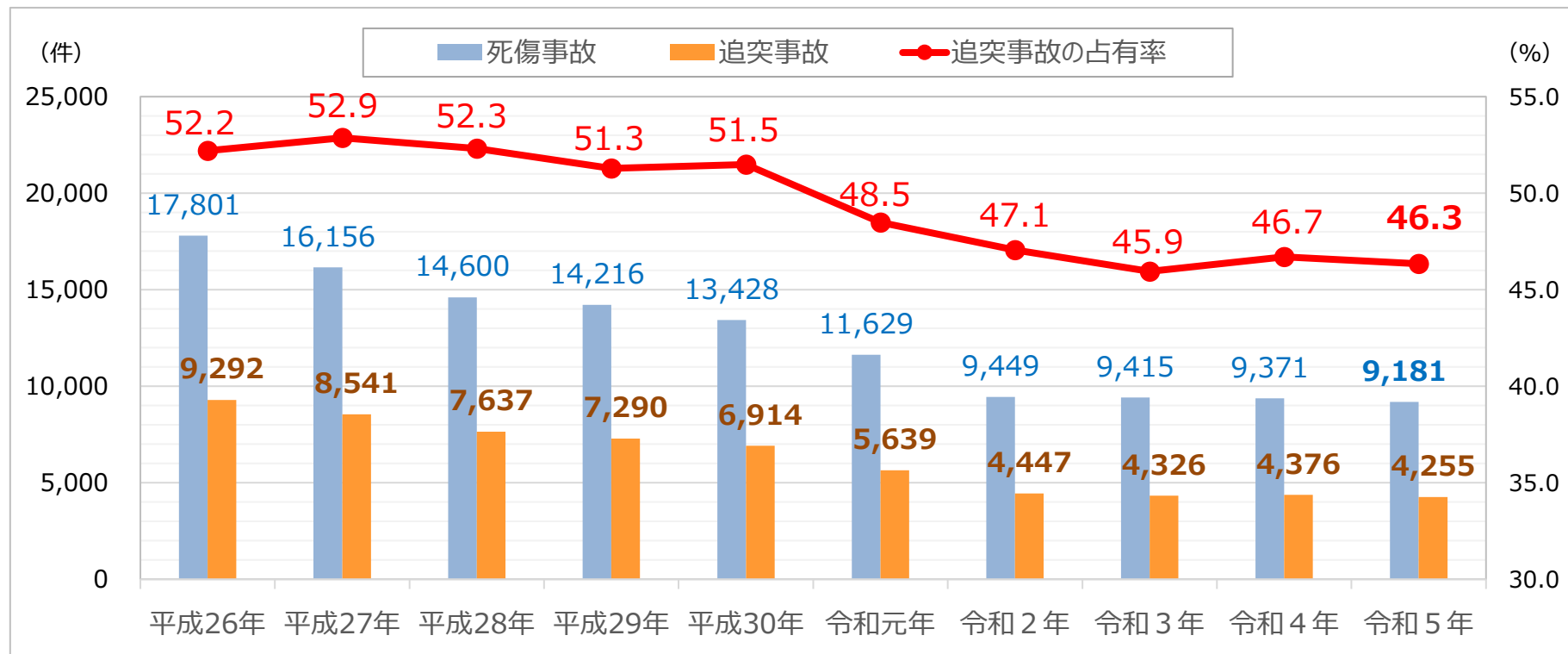
飲酒運転根絶に向けた更なる取り組みの一環として、飲酒運転追放の気運を高めるため、高知県警察本部と協議の上、飲酒運転防止ラッピングトラックを作成し、1月15日に出発式を行った。



- ・ 事業用トラック（軽を除く）が第一当事者となる「死傷事故」総件数の約半数、高速道路に限ると6割近くを占める「追突事故」
- ・ トラックによる特徴的な事故である「追突事故」削減のため、令和3年11月までに全ての新車に「衝突被害軽減ブレーキ」搭載の義務付け
- ・ こうしたハード対策に加え、追突事故防止セミナーの全国開催等により、事業用トラックによる「死傷事故」全体に占める「追突事故」の割合は減少傾向（次頁参照）



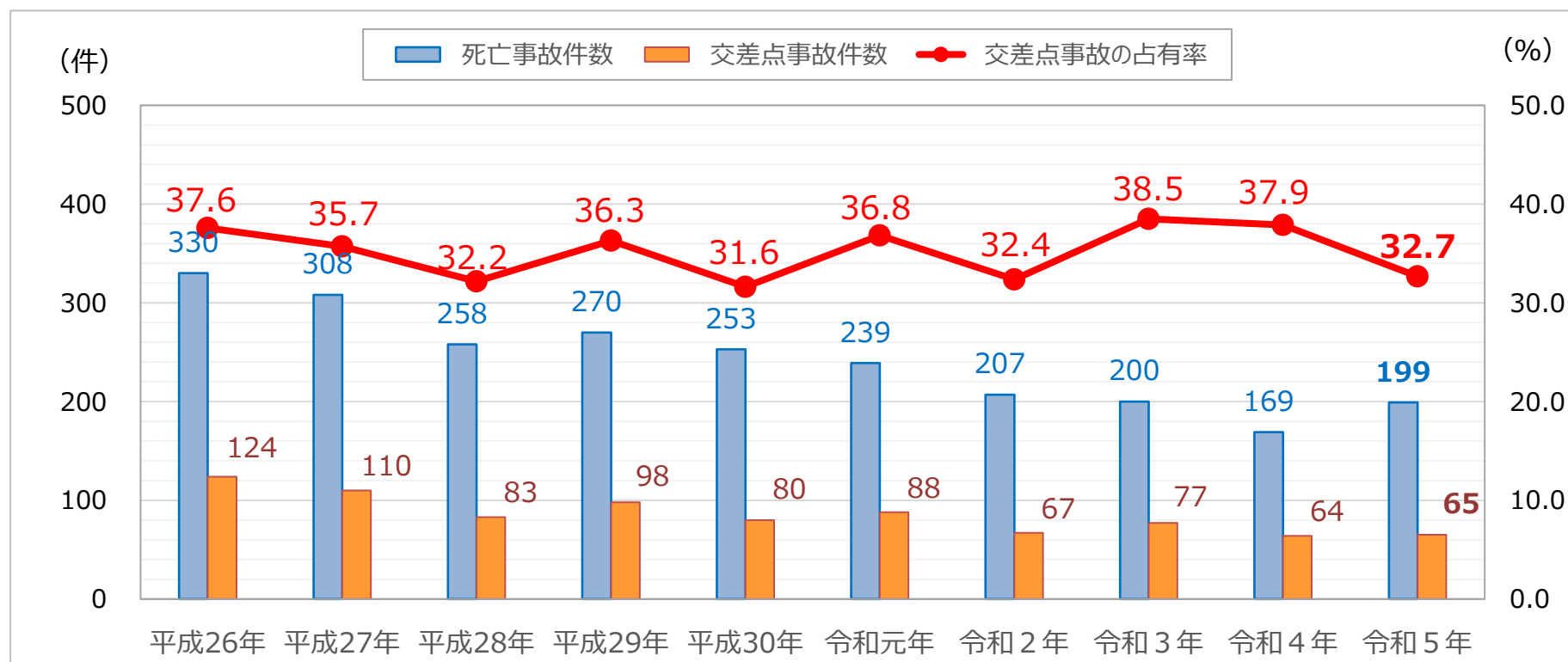
「死傷事故」全体に占める「追突事故」の割合の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
追突事故 (件)	9,292	8,541	7,637	7,290	6,914	5,639	4,447	4,326	4,376	4,255
追突事故の占有率 (%)	52.2	52.9	52.3	51.3	51.5	48.5	47.1	45.9	46.7	46.3
死傷事故 (件)	17,801	16,156	14,600	14,216	13,428	11,629	9,449	9,415	9,371	9,181

数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）を第一当事者とするもの
 出典：警察庁「交通事故統計」／（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

「死亡事故」全体に占める「交差点事故」の割合の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交差点事故 (件)	124	110	83	98	80	88	67	77	64	65
交差点事故の占有 (%)	37.6	35.7	32.2	36.3	31.6	36.8	32.4	38.5	37.9	32.7
死亡事故 (件)	330	308	258	270	253	239	207	200	169	199

車輪脱落事故対策

- 令和5年11月及び12月に、冬用タイヤに交換した大型トラックから左後輪が外れたことによる死傷事故が相次いで発生したことから、同種事故の再発防止のため、令和6年10月、車輪脱落を防ぐための具体的なタイヤ交換作業の手順と方法について、啓発するパンフレットを作成。会員事業者配布するとともに、全ト協のHPで公開。
- 国土交通省と連携し、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策」を実施し、会員事業者に対し、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めの実施、保守管理の重要性等について周知徹底を図った。
- また、日本自動車工業会作成「防ごう大型車の車輪脱落事故～おとさない～」チラシを令和6年10月10日付機関紙「広報とらつく」に刷り込み印刷し、会員事業者配布。
- 令和5年度より、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチに対する助成を実施



「ストップ 車輪脱落事故」
パンフレットの作成



「防ごう大型車の車輪脱落事故～おとさない～」
日本自動車工業会作成チラシ



DVD「『日常点検』及び『雪道対策』」



DVD「ストップ！車輪脱落事故」



大型車用トルク・レンチ

各種セミナー等その他の事故対策

- ・ 事業用トラックの事故防止意識の醸成を目的として、「**プラン2025目標達成セミナー**」を全国で開催、また事業用トラック1万台当たりの死亡事故件数が多い都道府県では「**出前セミナー**」（各地区などを対象）を開催
- ・ 国の指導・監督指針の全項目を網羅した「**事業用トラックドライバー研修テキスト**」を作成し、中小事業者が活用できるよう公表
- ・ トラックドライバーの安全意識と運転技能向上を図るため、全ト協主催「**全国トラックドライバー・コンテスト**」を開催
- ・ 運転技術・マナーの意識向上と啓発を推進するため、全ト協の「指定研修施設」における**安全運転研修受講者への助成**を実施



■「事業用ドライバー研修テキスト」



■「プラン2025目標達成セミナー」



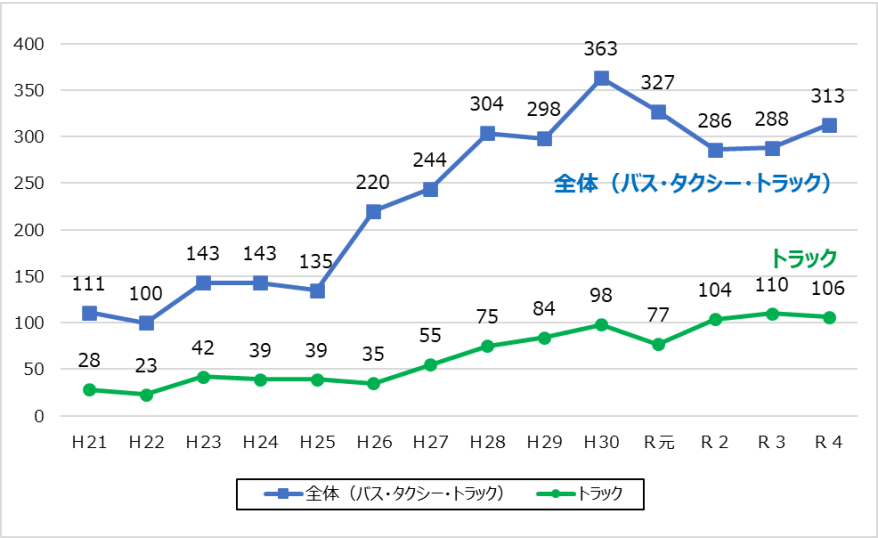
■「全国トラックドライバー・コンテスト」

■令和6年度 事故防止セミナー等の開催概要

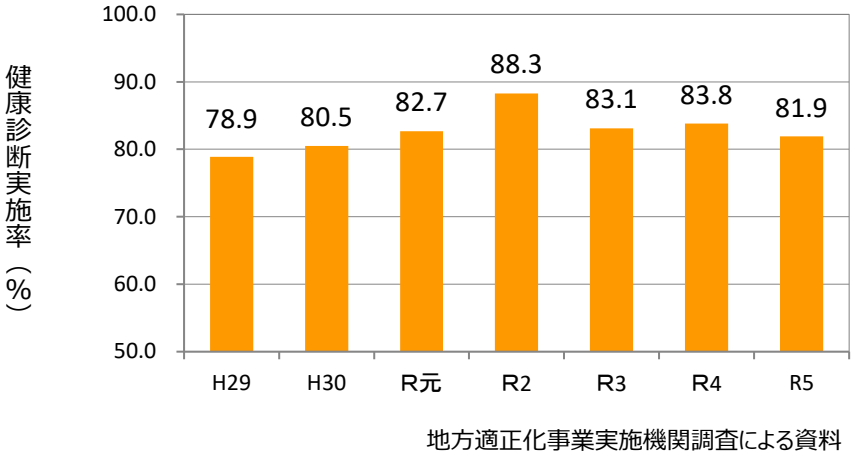
セミナー名	概 要	対 象 者
(1) 陸運事業者のための安全マネジメント研修 ～運輸安全マネジメントと労働安全衛生 マネジメントシステムの一体化による 効果的な運用～	「運輸安全マネジメント」と「労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS）」を全く別個の存在に感じている中小事業者が多いため、この2つのマネジメントを一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図る。研修会では、運輸安全（労働安全衛生を含む）水準の向上のための、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルを回す管理手法及びリスクアセスメントについて詳細に解説。	経営者及び 運行管理者等
(2) プラン2025目標達成セミナー ～削減目標達成への取り組み～	2025年を目標年とする「トラック事業における総合安全プラン2025」の事故削減目標を達成するために、プラン2025の内容と飲酒運転事故、交差点事故及び追突事故の実例や傾向等を中心に、最新の情報を織り込んだ事故防止対策について解説を行う。 さらに、小集団での他事業者との意見交換を通じて好事例の共有化を図る等さらなる事故防止意識の向上を目指す。	経営者及び 運行管理者等
(3) 災害物流専門家研修	過去の大規模災害時における緊急支援物資輸送では、集積拠点において支援物資が滞留し、避難所への円滑な物資提供ができない事例があり、課題とされている。 こうした状況に鑑み、今後想定される災害発生時において災害支援物資の円滑な流通を支援するため、本研修を通じて拠点の設置や支援物資の管理・輸送手配等専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図ることを目的とする。	会員事業者及び トラック協会役職員等
(4) 健康管理セミナー ～定期健康診断のフォローアップの手法と、 ドライバーの高齢化について～	健康起因事故防止や職業寿命の延伸（従業員確保）の為には、定期健康診断結果のフォローアップが不可欠であることを説明し、健診後の事後フォローや経年での健康管理を効果的に実施できる「運輸ヘルスケアナビシステム」の利用促進を行う。 また、高齢ドライバーにおける健康と安全、並びにSAS対策の導入を説明し、健康管理対策の推進を図る。	経営者・管理者・ 総務担当者等
(5) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～	SASの症状や、SASがもたらすリスクについて説明し、トラック運送事業者におけるSAS対策の進め方を、事業者の取り組み状況のレベルに合わせ、3ステップに分け、WEBオンラインセミナーにより実施する。	経営者・管理者・ 総務担当者等
(6) 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～	過労死や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を説明。また、過去のセミナー参加事業者が取り組んでいる健康管理対策についてまとめた資料集や、健康管理対策取り組み状況チェックリスト等を用いた小集団による意見交換により、自社の取り組みレベルを把握するとともに、他社の健康管理に関する好事例などから新たな気づきを得ることにより、事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図る。	経営者及び 運行管理者等
(7) トレーラの安全な使用及び 関係法令改正に係わる研修会	トレーラの適正な使用等に関し、日常点検・定期点検整備の重要性、トレーラの安全装置（ABS及び横転抑制装置装置）とその有効性について動画を用いて解説する。また、特殊車両通行確認制度等最新の関係法令の内容やトレーラ輸送による輸送効率の向上事例を説明することにより、トレーラの安全運行等の理解促進と事故削減を図る。	ドライバー・ 整備管理者等

- ・「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー～オンラインでの3ステップ解説～」を都道府県トラック協会で開催、SAS対策の普及・啓発に努め、健康起因事故の防止に取り組む
- ・ **SASスクリーニング検査**の受診者に対して**受診費用の一部を助成**し、検査の結果SASと診断された場合のフォローアップ状況についてアンケート調査により把握、SASスクリーニング検査の効果を確認しSASスクリーニング検査の普及を推進
- ・ 定期健康診断結果からハイリスク者を可視化するシステム「**運輸ヘルスケアナビシステム**」の運用を平成30年度に開始

■ 健康状態に起因する事故報告件数



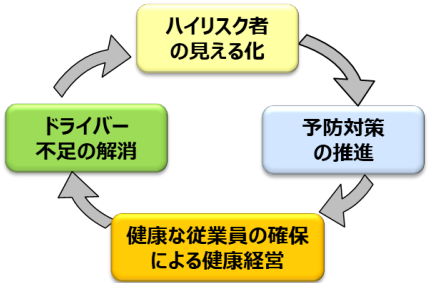
■ 地方適正化実施機関の巡回指導における事業所単位の健康診断実施率の推移



■ 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年 度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
事業所数	1,618 (-38)	2,026 (+408)	2,079 (+53)	2,086 (+7)
申請者数	33,167 (-1,974)	40,106 (6,939)	38,458 (-1,648)	39,338 (+880)

■ 「運輸ヘルスケアナビシステム」の運用



「運輸ヘルスケアナビシステム」は、定期健康診断結果からハイリスク者を発見し、健康管理指導や受診勧奨等、フォローアップするもの。

平成29年度34人 → 令和5年度3人
ハイリスク者が39人減で大幅に減少。

令和6年度 全日本トラック協会 事故防止関係助成事業概要

助成対象		概 要
(1) 安全装置	予算	3億円
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置（車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る） ③側方衝突監視警報装置（車両総重量7.5トン以上の事業用トラック（トラクタの場合は第5輪荷重8.5トン以上）） ④呼気吹込み式アルコールインターロック装置 ⑤I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所に限る） ⑥トルク・レンチ（車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る）
	助成金額	①②④⑤は、車両1台につき対象装置毎に機器取得価格の1/2、上限2万円、 ③は、車両1台につき取得価格の1/2、上限10万円、⑥は、取得価格の1/2、上限3万円
(2) ドライバー等安全教育訓練	予算	8千万円
	助成対象	ドライバー等に対する安全教育で全ト協が指定する研修
	助成金額	【一般研修】1万円 【特別研修】受講料の7/10 ※Gマーク認定事業所のドライバー等が受講する場合は全額助成
(3) 交通事故防止大会	予算	4千7百万円
	助成対象者	都道府県トラック協会
	助成対象	①交通事故防止大会（会員事業者を対象としたもの）開催にかかる費用 ②飲酒運転根絶を目的とした各種取り組み事業 ③車輪脱落事故防止を目的とした各種取り組み事業 ④ブロック協会単位で実施する交通事故防止に資する事業
	助成金額	上限100万円（ブロック協会申請の場合は、100万円×傘下の協会数）
(4) SASスクリーニング検査	予算	1億円2千万円
	対象の検査	SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査および第2次検査
	助成金額	・第1次検査の半額（上限500円/人） ・第2次検査の半額（上限2,000円/人） ・第1次および第2次検査を同時に行う場合は、合計費用の半額（上限2,500円/人）
(5) 血圧計	予算	3千万円
	対象機器	管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）
	助成金額	取得価格の1/2、上限5万円
	その他	中小企業事業者（資本金3億円以下または従業員300人以下）が対象

Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）の認定状況

- 令和6年度のGマーク認定事業所数9,056事業所を含めた、全国の認定事業所数は29,069事業所と、全国のトラック運送事業所数85,811事業所（令和6年12月1日現在）の33.9%に達し、**トラック運送事業所の3割強が安全性優良事業所**となっている
- また、安全性優良事業所に属するトラックの台数は761,413台と、トレーラを含めた全国の事業用貨物自動車1,454,186台（令和5年3月31日現在）の52.4%を占め、**事業用トラックの5割強が安全性優良事業所に属した車両**となっている

